第百十四条第八項第三号	［略］	［略］	［項を削る。］
第百十四条第九項	同項第三号	存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでなく、また、前項第三号	
第百十四条の二の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第百十四条の三第一項第一号	住所	住所又は個人番号	

第百十四条第八項第三号	［同上］	［同上］	［項を加える。］
第百十四条の二第一項各号列記以外の部分	連合会	存続組合	
第百十四条の二第一項第一号及び第三項第一号、第百十四条の二の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第百十四条の三第一項第一号	住所	住所又は個人番号	

［略］	［略］	［略］	［略］
第百十四条の三第二項	［略］	［略］	［略］
	及び当該対象者の収入の金額	［略］	［略］
	ならない	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	並びに当該対象者が引き続き受給権者によつて生計を維持していること

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三第二項	［同上］	［同上］	［同上］
	及び当該対象者の収入の金額	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］